

CMRの業務範囲を議論

自治体向け設計・施工中心に

土木施工監理で違い明示を

CM研究会

公共工事向けのCM発注に必要な各種制度を検討する「CM方式の契約のあり方に関する研究会」（座長・大森文彦弁護士）の第1回会合が4日、開かれた。10年度にも自治体で活用できるようにCM標準約款・保険、フィーを09年度内にまとめる。初会合では標準約款等の前提となるCMRの業務範囲に議論が集中。大森座長は検討対象を「CMRの関与時期は設計・施工段階を中心に、オプション的に発注段階からも含む」とし、発注体制の脆弱な自治体がCM発注を適用拡大できるように公共工事特有の制約との整合性を図っていく。さらに「土木工事は施工監理業務とCM業務の違いを明確化すべき」とし、次回会合で引き続き議論する方針だ。

公共工事でCM方式を適用するには発注者の指示権限や損害賠償、再委託承認、解除権など「公共工事特有のシステム」と「CMRの業務」との「すり合わせ」が必要。このため国交省が02年に策定した「建築工事監理業務委託書」と、民間工事の同意原則をベースとした関係団体のCM契約約款等との合意形成を図っている。

CMRの業務範囲は会計法令や通達などで定める発注者の権限や制約を念頭において、リスク分担範囲を明確化していく。例えば、民間工事のよつに甲乙間の同意を原

則とした場合、発注者が工期延長を指示しても、CMRが同意しなければ工事の途中でCMR不在となることやコスト負担などで支障がでる可能性がある。CMRによる発注業務と監督・検査業務は、会計法上で発注者の丸なけを禁止しているため「補助業務に限定」される。一方、工事（施工）監理業務の委託は工事内容に密着しているためCMRの業務に位置づけるかが、焦点となる。このうち建築工事の工事監理業務をCMRに委託するには建築士法上の規定により建築士の有資格者であ

ることが必要だ。また、業務と会計法等による監督建築士法上の工事監理業務は実務面で分離可能

だ。委員からは工事監理業務の委託について「11月末の建築士法改正や業務報酬見直しで、建築士の工事監理業務内容を明確化するため、コンサル的なCMRがやることではない」と声があがった。土木の場合は「建築工事と

異なり、法廷業務ではないため、施工監理面でCMRの位置づけが難しい」とし、次回会合で引き続き議論するとした。

今回はCMフィーを中心業務範囲の継続課題を整理していく。研究会は年度内に中間報告を整理した上で、09年度も引き続き各契約関係制度を継続審議する。来年度からはCM方式の制度面を検証する検討会を別途立ち上げる予定。